

各種、手続きの前に確認です。

手続きに必要な証明書はお持ちですか？



はい

いいえ

証明書をお持ちになって  
ご来館ください。

## どの手続きをしますか？

### 利用券の新規登録

町内在住

発行に必要なもの

- ・住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書など  
は該当しません
- ・利用申込書



### 利用券の更新

町外在住  
(広域利用者)

- ・新規登録に必要なもの
- ・お手持ちの利用券

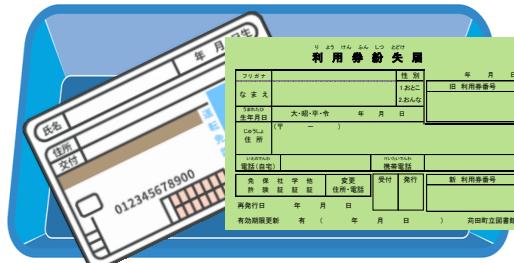


### 利用券紛失届

町勤・通学の方

手続きに必要なもの

- ・住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書などは該当しません
- ・利用券紛失届



発行に必要なもの

- 1・住所が確認できる公的機関が発行したもの  
(免許証、保険証、マイナンバーカード等)  
※郵便物、名刺、マイナンバーカード通知書などは該当しません
- 2・苅田町への通勤・通学が確認出来るもの  
学生証・社員証など(苅田町の住所の記載があるもの)  
※保険証や社員証に苅田町の住所の記載がない  
場合は、雇用証明書をお持ちください。  
形式が必要な方はお尋ねください。
- 3・利用申込書



- ・新規登録に必要なもの
- ・お手持ちの利用券



即日発行ではありません。

※再発行が可能になるのは通常2週間後です。

ただし、利用券発行後半年以内に紛失した場合や  
再発行が3回目以上の場合は、3ヶ月間、再発行が  
出来ません。大切に利用してください。

◎紛失届(控)は、1年間で無効になります。  
ご注意ください。

注！お渡した「紛失届の控」では利用できないものがあります。

- ◆館内のAVコーナーでの視聴
- ◆プラカードと交換する最新号雑誌の閲覧